

平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会会議録
目 次

第 1 号（8月23日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
議案第1号	8
議案第2号	9
議案第3号	10
同意案第1号	17
閉会の宣告	18

◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成25年8月23日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

平成25年8月13日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会会議録

平成25年8月23日（金）

午後3時00分開会

議事日程

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の財政状況の公表に関する条例の制定について
日程第 5 議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 6 議案第3号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	小 易 和 彦	2番	植 村 博
3番	平 野 光 一	4番	野 上 實
5番	天 下 井 恵	6番	林 伸 司
7番	吉 野 良 一	8番	福 井 み ち 子
9番	戸 辺 実	10番	土 屋 裕 彦
11番	石 田 信 昭	12番	石 井 昭 一

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士
副 管 理 者	秋 山 浩 保
副 管 理 者	伊 澤 史 夫
監 査 委 員	松 丸 幹 雄

会計管理者	稲生哲彌
事務局長	阿久津誠
事務局次長	川村一男
総務課長	鈴木政巳
あじさい所長	川村一男
しらさぎ所長	笠井雅之
周辺整備室長	川名雅之

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	國井潔
白井市環境課長	藤咲克己
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小金谷幸次

事務局職員出席者

周辺整備室主幹	渡邊直巳
総務課長補佐	垣岡俊男
しらさぎ所長補佐	井上行一郎
あじさい管理係長	島田朋也
総務課総務財政係長	栗原稔
総務課総務財政係	篠宮武

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石田信昭君） 皆様、本日は公私ともにご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

本議会は6月の鎌ケ谷市議会において組合議員の改選が行われ、新たに本組合議会議員に選出をされました方々をお迎えいたしまして初めての議会となります。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成25年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会8月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合の財政状況の公表に関する条例の制定について、議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、議案第3号 平成24年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任について、以上4件であります。配付漏れがないか、お調べを願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

◎議席の指定

○議長（石田信昭君） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

鎌ケ谷市より新たに選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定します。

4番に野上實議員、7番に吉野良一議員、10番に土屋裕彦議員を指定します。

それでは、ここで新たに選出されました議員の方々にそれぞれ自己紹介によりご挨拶をお願いしたいと思います。つきましては、野上實議員、吉野良一議員、土屋裕彦議員の順に自席にてご挨拶をお願いいたします。

初めに、野上議員よろしく願いいたします。

○4番（野上 實君） 改めて野上實と申します。鎌ケ谷でございます。どうぞよろしく願いします。

○議長（石田信昭君） 次に、吉野議員お願いいたします。

○7番（吉野良一君） 鎌ケ谷から、この6月からお世話になります吉野良一と申します。よろしく願いいたします。

○議長（石田信昭君） 最後に、土屋議員お願いいたします。

○10番（土屋裕彦君） 鎌ヶ谷市議会の土屋でございます。環境衛生組合はこれで3回目のお世話になると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石田信昭君） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石田信昭君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に6番、林伸司議員及び7番、吉野良一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石田信昭君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（石田信昭君） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

清水管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび鎌ヶ谷市選出の佐藤誠議員、原八郎議員、泉川洋二議員の方々が退任されました。在任中は多大なるご尽力をいただきましたことをこの場をおかりして厚く御礼申し上げる次第でございます。そして、新たに土屋裕彦議員、吉野良一議員、野上實議員のお三方を組合議員にお迎えし、当組合の一層の発展にご尽力を賜ることになりました。よろしくお願いいたします。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案3件、同意案1件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、焼却灰等の放射エネルギーにつきましてご報告申し上げます。アクアセンターあじさいの飛灰の放射性セシウムは、5月31日の測定で、セシウム134、セシウム137の合計値は、1キログラム当たり790ベクレルであります。また、クリーンセンターしらさぎの飛灰の放射性セシウムは、6月26日の測定で、セシウム134、セシウム137の合計値は、1キログラム当たり1,310ベクレルであり、両施設

とも国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っておりますが、今後も動向を注視しつつ廃棄物を適切に処理してまいります。また、組合施設敷地境界付近での空間放射線量の測定結果は、除染目標値の毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、全体として低下傾向ですが、今後も継続して監視の強化に努めてまいります。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、焼却施設周辺地域への環境負荷を軽減し、安全で安定的な操業を継続するために、ダイオキシン類の排出を抑制するための工事の実施対象や実施方法等を計画決定してまいります。

次に、周辺整備事業といたしましては、6月に廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務委託の契約を締結いたしました。今後は地域イメージの変化を調査、把握するとともに、周辺整備事業の事業内容を検討し、住民との合意形成を図った上で、現在ある基本計画の改訂を行い、あわせて実施計画も作成してまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の財政状況の公表に関する条例の制定につきまして、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、組合の財政状況の公表について必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成25年度予算の歳入歳出にそれぞれ5,750万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を31億9,474万1,000円とするものでございます。内容でございますが、歳入では平成24年度決算の確定に伴い繰越金を増額し、歳出では人事異動に伴う人件費の減額及び基金費を増額するものでございます。

次に、議案第3号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、監査委員の意見を付して、その認定を求めようとするものでございます。

まず、決算の概要につきましては、歳入総額は34億8,693万3,000円、対前年度比4.21%の減、歳出総額につきましては33億4,220万円、対前年度比3.18%の減となっております。また、歳入歳出決算総額による実質収支額は1億4,473万3,000円となるものでございます。

次に、決算の主な内容でございますが、歳入につきましては、予算現額は34億3,692万6,000円に対して、決算額は34億8,693万2,765円で、予算現額に対する収入率は101.45%であります。前年度決算と比較いたしまして、額にして1億5,328万8,531円の減額となります。歳出につきましては、予算現額は34億3,692万6,000円に対して、決算額は33億4,220万472円で、予算現額に対する執行率は97.24%であります。前年度決算と比較いたしまして、額にして1億987万5,298円の減額となります。

続きまして、主要な施策の成果のうち主なものについてご説明申し上げます。

初めに、アクアセンターあじさいにつきましては、計画的な搬入、設備の修繕、清掃等を実施し、昨年度は年間約3万2,120トン、1日当たり約130トンのし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理しました。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、計画的な焼却、設備の修繕、清掃等を実施し、

昨年度は年間約3万3,350トン、1日当たり約110トンの燃やすごみ及び可燃性粗大ごみを焼却処理しました。

次に、周辺整備事業、さわやかプラザ軽井沢につきましては、住民の健康増進及び交流を図ることを目的として運営を行い、昨年度は31万5,753人の方々にご利用いただき、1日当たり990人のご来館がありました。今後も組合施設の適正な運営を行うとともに、安定した操業に向け努力してまいり所存でございます。

次に、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任につきましては、組合議員選出の監査委員の辞職に伴い鎌ヶ谷市選出の土屋裕彦議員を選任しようとするものであります。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○議長（石田信昭君） 日程第4、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の財政状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の財政状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、組合の財政状況の公表について必要な事項を定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。第2条は、公表の時期を規定するもので、第1項は財政状況の公表は5月及び11月に行うことを、第2項は天災その他避けることのできない事故により、第1項の時期に財政状況を公表することができない場合の特例を定めるものでございます。

第3条は、公表する財政状況の内容を規定するもので、第1項は5月に公表する内容として、第1号で歳入歳出予算の執行状況を、第2号で財産、地方債及び一時借入金の現在高を、第3号でその他管理者において必要と認める事項を規定するものでございます。第2項では、11月に公表する内容として、第1項に規定するもののほか、前年度の決算状況を公表するものでございます。

第4条は、公表の方法を規定するもので、財政状況の公表は、組合掲示場への掲示と組合のホームページを利用して閲覧に供する2つの方法でございます。

第5条は、この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、管理者が定めるとするものでございます。

最後に、附則として、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石田信昭君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。
議案第1号については討論の通告がありませんでしたので、これから採決いたします。
お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石田信昭君） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の財政状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（石田信昭君） 日程第5、議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額31億3,723万2,000円に歳入歳出それぞれ5,750万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,474万1,000円とするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では5款繰越金について、平成24年度決算の実質収支額が1億4,473万3,000円で確定したことから、当初予算の1項繰越金8,722万4,000円に、その差引額5,750万9,000円を増額するものでございます。

歳出では、4月の職員人事異動に伴う一般職人件費について、2款1項総務管理費で1,144万3,000円を減額し、3款1項清掃費で609万1,000円を増額するものでございます。

5款諸支出金につきましては、一般職人件費で生じた減額分535万2,000円と、歳入の繰越金で生じた補正額5,750万9,000円を合わせた6,286万1,000円を1項基金費へ積み立てし、歳出合計で5,750万9,000円を増額するものでございます。

なお、歳入歳出の事項別明細につきましては、3ページから11ページに記載のとおりで、12ページに給与費明細書を添付してございます。

以上で議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石田信昭君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。
議案第2号については討論の通告がありませんでしたので、これから採決いたします。
お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石田信昭君） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（石田信昭君） 日程第6、議案第3号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第3号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きいただき、一番下の合計欄をごらんください。歳入歳出の予算額につきましては、ともに同額の34億3,692万6,000円でございます。歳入決算額は34億8,693万2,765円で、予算額に対して5,000万6,765円の増、収入率は101.45%でございます。歳出決算額は33億4,220万472円で、予算額に対して9,472万5,528円の減、執行率は97.24%でございます。歳入歳出差し引き残高は1億4,473万2,293円でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。歳入決算額について1款から6款までを款ごとに説明いたします。

1款分担金及び負担金は、し尿、ごみ処理費及び周辺整備事業等、諸事業の執行に伴う構成市からの負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに28億9,873万円でございます。

2款使用料及び手数料は、自動販売機や電柱等の行政財産使用料、藤ヶ谷ふれあいセンターの多目的施設使用料並びにし尿及びごみの手数料収入でございます。予算現額1億9,972万円に対し、調定額及び収入済額はともに2億2,686万9,628円で、予算現額と収入済額との比較では2,714万9,628円の増でございます。増収の主な要因は、事業系一般廃棄物の可燃ごみの搬入量が見込みより増加したことによるものでございます。

3款財産収入は、周辺地域整備基金の運用に伴う定期預金利子で、予算現額3万5,000円に対し、調定額及び収入済額はともに3万5,178円でございます。

4款繰入金は、財政調整基金及び周辺地域整備基金を取り崩したものでございます。予算現額1億430万4,000円に対し、調定額及び収入済額はともに同額でございます。

5款繰越金は前年度の繰越金で、予算現額1億8,814万5,000円に対し、調定額及び収入済額はともに1億8,814万5,526円でございます。

6款諸収入は、総務管理及びし尿、ごみ処理事業等に係る雑入で、予算現額4,599万2,000円に対し、調定額及び収入済額はともに6,884万8,433円で、予算現額と収入済額との比較では2,285万6,433円の

増となっております。増収の主な要因は、資源物売払代金で売却単価が上昇したことや容器包装リサイクル協会からの有償入札拠出金の収入増でございます。また、平成23年度に実施いたしました放射性物質の対策に要した経費の損害賠償金が東京電力株式会社から支払われたものでございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額34億3,692万6,000円に対し、調定額及び収入済額はともに34億8,693万2,765円で、予算現額と収入済額との比較は5,000万6,765円の増となっております。

なお、歳入決算の事項別明細につきましては、9ページから18ページに記載のとおりでございます。

次に、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開きください。1款議会費は、予算現額210万5,000円に対し、支出済額184万3,592円、不用額は26万1,408円でございます。不用額の主な要因は、先進地視察研修における車両借上料の減によるものでございます。

2款総務費は、予算現額9,557万9,000円に対し、支出済額9,324万8,757円、不用額は233万243円でございます。不用額の主な要因は、時間外勤務の減少及び需用費の印刷製本業務の減少によるものでございます。

3款衛生費は、し尿処理、ごみ処理、共同化処理、周辺整備の業務経費を合計した金額でございます。予算現額25億5,465万4,000円に対し、支出済額24億9,252万4,611円、不用額は6,212万9,389円でございます。不用額の主な要因を申し上げますと、し尿処理費では焼却設備の点検、修繕により焼却日数が制限されたことや灯油単価が安くなったことなどがございます。

ごみ処理費では、施設で使用する薬品類が抑制できたこと、また、焼却灰等の埋め立て量の減少及び灰、不燃物処分業務委託などの契約差金によるものなどがございます。

共同化処理費では、資源化処理業務委託等の実処理量が見込みを下回ったことによる契約差金でございます。

周辺整備費では、周辺整備事業に係る散策路整備工事の入札による契約差金、さわやかプラザ軽井沢の空調設備やろ過装置の修繕工事に伴う契約差金等によるものでございます。

4款公債費は、し尿処理施設、ごみ処理施設の建設償還金及び緩衝緑地償還金でございます。予算現額6億6,045万1,000円に対し、支出済額6億6,044万6,915円でございます。

5款諸支出金は、予算現額9,413万7,000円に対し、財政調整基金へ9,410万円を、周辺地域整備基金へ3万6,597円をそれぞれの基金へ積み立てし、総額では9,413万6,597円となっております。

6款予備費につきましては、予算現額3,000万円で支出はございませんでした。

以上によりまして歳出合計は、予算現額34億3,692万6,000円に対し、支出済額は33億4,220万472円、不用額は9,472万5,528円でございます。

なお、詳細につきましては、歳出決算の事項別明細の19ページから48ページに記載してございます。

次に、50ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は1億4,473万3,000円でございます。

次に、52ページ、53ページをお開きください。財産に関する調書でございますが、1の公有財産、

2の物品につきましては、決算年度中の増減はございません。3の財政調整基金につきましては、794万6,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は2億3,711万円でございます。また、4の周辺地域整備基金につきましては222万1,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は4,299万3,000円でございます。

以上で平成24年度歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石田信昭君） 次に、松丸監査委員より本決算監査について報告を求めます。

松丸委員。

○監査委員（松丸幹雄君） 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合決算審査について報告いたします。

去る7月17日に一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査を行いました。一般会計歳入歳出決算については、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について審査を行いました。審査に当たっては、現金出納検査の結果を踏まえ、関係帳簿の調査及び職員より説明を聴取して審査を行いました。審査の結果は、お手元に配付してあります決算審査意見書の1ページ、第4、審査の結果に記述のとおりでございます。審査に付された書類は、いずれも法令の様式に合致し、その計数は正確であることを認めました。また、財産の管理についても各台帳等に基づき適切に管理されていることを認めました。今後とも事業の推進に当たり、経費の節減に努めるとともに最大の効果を得られるよう、なお一層の努力を要望いたしました。基金運用の状況の審査結果については、決算審査意見書の17ページ、第4、審査の結果に記述のとおりでございます。関係書類と符合し、正確であり適切に運用されていることを認めました。

最後に、決算にあらわれていない数値として、地方債の残高は平成24年度末現在、元金で3億8,464万2,529円、利子で638万471円、合計3億9,102万3,000円であり、前年度より元金で6億4,339万7,856円、利子で1,704万9,059円、合計で6億6,044万6,915円減額しておりますことを申し上げ、監査委員報告といたします。

以上であります。

○議長（石田信昭君） これから質疑を行います。

事前に通告がありました福井議員について質疑を認めます。

福井みち子議員。

○8番（福井みち子君） 質疑をさせていただきます。事業の成果として最少の経費で最大の効果を上げているのか、予算の使われ方として指定管理者に運営を任せることでサービスの向上と経費の削減ができたのかという視点から質疑をさせていただきます。さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に対する経費について、まず、さわやかプラザ軽井沢の指定管理に関する評価、それから、指定管理者のモニタリングを実施していると思いますので、その実績について。その指定管理料について、それぞれ質問をいたします。お願いします。

○議長（石田信昭君） 事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまのさわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費についてのご質疑にお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。まず、1点目のさわやかプラザ軽井沢の指定管理に関する評価と2点目のモニタリングの実績につきましては関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

初めに、モニタリングの実績でございますが、本組合と指定管理者との間で締結しております基本協定書では、1つに事業評価業務、2つに業務報告書の作成及び提出、3つに業務実施状況の監視を定めております。

1つ目の事業評価業務につきましては、指定管理者は利用者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握した上で内部協議し、必要に応じて業務に反映させるように努めなければならないとしております。

2つ目の業務報告書の作成及び提出につきましては、指定管理者は、日次業務報告書、月次業務報告書、四半期業務報告書、年次業務報告書の4つの報告書を本組合に提出して承認を得なければならないとしております。

3つ目の業務実施状況の監視につきましては、本組合は、指定管理者の提出した業務計画書、業務報告書、その他の提出書類に基づき業務の実施状況及び施設の管理状況の確認、すなわちモニタリングを実施し、事業評価を行うこととしております。

以上の協定内容による指定管理者からの各業務報告書に基づき、週1回の定例会議、毎月の月例会議において、業務の実施状況及び施設の管理状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて施設で直接のモニタリングを実施しております。

次に、指定管理者から提出された平成24年度さわやかプラザ軽井沢年次業務報告書に対する本組合の評価についてでございますが、評価項目は、業務の履行確認で11項目、業務遂行能力で3項目、サービスの質的評価として1項目、計15項目を評価しております。項目ごとにA、B、C、Dの4段階で評価を行い点数化いたします。その評価点数の平均値によって、総合評価を優良、良好、一部良好でない、良好でないという4段階の評価をしております。平成24年度の項目評価は、15項目のうち2項目でA評価、13項目でB評価となり、総合評価は良好となっております。また、指定管理者から提案されました事業計画書の進捗状況でございますが、事業計画書では指定管理者から50項目に及ぶ提案がありました。そのうち平成24年度末での実施状況は、実施済みのものは40項目、内容を変更して実施したものは5項目、中止及び平成24年度は中止したものは2項目、一部実施済みのものは2項目、検討中のものは1項目となっております。したがって、実施済みと内容を変更して実施したものの合計は50項目中の45項目であり、90%の実施率となっております。

以上述べてまいりましたように平成24年度の年次業務報告書の総合評価は良好であり、事業計画書の実施率も90%であることから、指定管理者の評価は良好であると判断いたしております。

次に、お尋ねの3点目、指定管理料についてでございますが、現在の指定管理者になった平成22年度からの指定管理料を含めたさわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費の3年間の推移をもってお答えいたします。平成22年度の指定管理料は9,754万4,000円で、維持管理運営に要する経費全体は1億8,274万6,000円でございます。平成23年度の指定管理料は9,776万4,000円で、経費全体では2億2,207万3,000円、対前年比121.5%でございます。平成24年度の指定管理料は9,675万円で、経費全体では1億9,193万3,000円、対前年度比86.4%でございます。さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費は、施設の修繕や改修工事などの内容により、年度によって支出額に増減はございますが、過去3年間の平均は1億9,891万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 福井議員。

○8番（福井みち子君） 2回目の質疑に入りますけれども、事業計画が90%の割合で実施ができていくというふうに言われておりました。その事業計画で何があるのかと思ひまして資料請求したときに、組合から出てきた資料がほとんど黒塗りで、何が事業計画で上がっているのかが私たちにはわからない状況になっていました。ですから、まず、資料の出し方ですね。これについてはきちんと出せる場所はもっと出すように。ほとんどが黒塗りです。それではどういう事業をどのような方向でやっているのかというのは全くわからないのですね。私たちはそれを評価しなければいけないわけですから、このような出され方では全く調査することができませんので、このあたりは白井市の法務の方に確認をいたしましたところ、こんなに真っ黒に出してくる必要性はないと。もっとしっかりとした公表ができるはずだということをおっしゃっておりますので、その辺ももう少しきちんと、こちらの組合のほうから事業者に言っていただきたいというふうに思います。それはそれで意見ですけれども。

それで、事業としては結局私たちにはわかりませんが、出された計画は90%の範囲でできているということでした。それで、2回目の質疑としては、この22年、23年、24年とで、22年、23年は大きく赤字化しているわけですが、黒字化になっている、その収支が黒字化した理由について教えていただきたいと思ひます。

それから、全体の経費の大きさという点から見ても、この指定管理料の同じ額がほかの修繕費とか消耗品費とか、その他の事業でかかっているわけですね。ですから、この軽井沢全体ではほぼ2億円の事業がかかっているけれども、指定管理者は9,675万円の経費でやったというふうになっているのですが、これをもっとしっかりと総体的に全部を一体的に指定管理に出したほうが、結果としては安く指定管理料が上がるのではないかと私には思っているわけですね。この中では地元対策として結局は日常清掃業務が3,600万という額で入っていますから、これもあわせて本来であれば指定管理にしたほうが経費削減ができるのではないかと思ひますけれども、その辺の検討というものがされたのかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○議長（石田信昭君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） ただいまのご質疑のうち、まず1点目の指定管理者の収支が3年の間で改善している、その要因について、まず、お答えいたします。

指定管理者の収入のうち、本組合からの指定管理料を除きましたさわやかプラザ軽井沢の施設使用料及び自主事業収入などの合計額は、施設の利用者数の増加とともに、平成23年度は対前年度比で104.8%、24年度は103.8%と増加してございます。一方で支出の合計額につきましては、平成23年度は対前年度比で102.6%と増加いたしました、24年度は99.6%と減少しております。平成24年度の収支がプラスへと転換いたしましたのは、指定管理者の企業努力によります収入が増加傾向にあることに加えまして支出の抑制が行われた効果だと考えております。

続きまして、委託業務の関係でございますが、指定管理者が行う業務の範囲の中に日常清掃等業務を含めて行うことを今まで検討したことはあるのかということにつきましては、地元との協定に基づきまして地域住民の雇用創出の場としてのクリーン総合管理企業組合へ日常清掃等業務を委託しておりますことから、指定管理者が行う業務の範囲の中には含めてございません。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 福井議員。

○8番（福井みち子君） 規模が違いますから、額をストレートに評価することはできませんけれども、印西のほうの温水プールとか施設というのは、全部ひっくるめて7,500万円の経費でやっているのですね。それに比べますとほぼ倍の事業量があるとはいいいましても、それにしてもこの経費は非常にかかり過ぎているのではないかというふうに思うわけですね。ですから、その辺がどこから来るのか。サービスを充実させてきているとはいいうものの、結局事業者がこの事業で受けているメリットというのは、24年度は結局1万5,000円のプラスしかなっていないのですね。ですから、もう少し事業計画もしっかりと見ていかなければいけないのではないかということと、施設の規模としては、やはり全体の経費がかかり過ぎているというふうに思いますので、来年度ぜひもう一度きちんとした評価をしていただきたいというふうに思います。その内容の質疑としては、この事業計画の内容がわからないのであれですけれども、防災計画のようなものはこの事業計画の中で取り組まれているのでしょうか。その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（石田信昭君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 事業計画の中におきまして利用者の安全管理についてということにつきましては、事故防止に対する考え方及びその取り組み、また防犯対策に対する考え方、事故等の緊急時に対する考え方、また保険等についても事業計画を定めておりまして、その計画につきましても、先ほど申し上げました事業の実施状況の中で業務は実施されているところでございます。

以上です。

○8番（福井みち子君） 防災計画があれば防災訓練とか、そういうことに取り組んでいるのかということを知りたいのです。

○議長（石田信昭君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 答弁漏れで大変申しわけございません。

指定管理者側におきます防災訓練につきましては、指定管理者の自主的な訓練を1回と、あと消防の立ち会いのもとに1回、計2回実施してございます。

○議長（石田信昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。事前に通告がありました平野光一議員について討論を認めます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一君） 柏の平野光一です。議案第3号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定できないという立場を明確にして討論を行います。

平成24年度も特別職人件費35万5,800円、議員報酬121万3,540円が支出されています。これまでもこの給与・報酬は支給すべきではないということを一般質問や予算案での反対討論で主張し提案してきました。構成市の市長が管理者、副管理者であって、3市の市議会から4人ずつの市議会議員が組合議会議員に就任しています。当然それぞれの市長、市議会議員には、それぞれの市からそれぞれの職務に応じて給料と報酬が支給されているわけです。それに加えて当組合から給与・報酬を支給する理由はないというのが私の主張です。なぜかといえば当組合の行っている事業は、もともと構成3市がそれぞれの責任で行うべき事業、あるいは行ってきた事業であり、それを共同で行うことによって、より合理的に処理しようというものです。そのために組織されたのが一部事務組合である当組合です。本来それぞれの市が行うべき事業の一部が組合に移されているにすぎません。管理者、副管理者、組合議会議員の職務は、3市の市長、市議会議員の職務の範囲内のことであるというふうに思います。地方自治法では支給しなければならないとされていますが、全ての一部事務組合が特別職、組合議員に給与・報酬を支給しているかといえば、そういうわけではありません。柏市、流山市、我孫子市で構成する東葛中部地区総合開発事務組合の組合議会議員報酬等支給条例は、第2条で、議長、副議長、議員の支給すべき報酬の額を規定していますが、ただし書きで各関係市において報酬の支給を受けるときはそれを支給しないとしており支給していません。これが当然のあり方ではないでしょうか。それぞれの市から給与・報酬が支給されいながら一部事務組合からも支給される。その組合が設置した審議会の委員に議会から選出されれば、そこでもまた報酬が支給される。このような二重、三重の給与・報酬の支給は、一方で財政が厳しいといって福祉や住民サービスの削減、縮小が行われ、職員給与のカットが続いている状況の中で、市民の理解は到底得られるものではありません。

以上の理由により、議案第3号、平成24年度歳入歳出決算の認定については認定できないということを示し述べます。

加えて先ほどの決算審査意見書について監査委員から報告がありました。その中でも今後とも事業の推進に当たり経費の節減に努めるとともに最大の効果を得られるよう、なお一層の努力を要望する

ものであるということが指摘されていますけれども、先ほどの議案の説明の中で、この決算書で言いますと6ページ、7ページの部分ですけれども、衛生費について6,212万9,389円の不用額が発生しております。その理由として、し尿処理施設の点検、修繕に伴って焼却日数が制限されたために灯油代、それは灯油の値下がりということなのですから、薬品等の経費が縮減されたということでしたけれども、たまたま点検、修繕で焼却日数が制限されたということによって、この6,200万円全てではないのしょうけれども。こういう不用額が発生したということは、取り組みによっては、努力によっては、それぞれの施設の、ごみ焼却施設も同じですけれども、し尿処理施設、ごみ焼却施設のより合理的な運転の仕方によってはこういう経費の節減が、大きな経費の節減ができるのではないかということ先ほどの説明の中で含んでいるのではないかというふうに考えますが、これは認定しない、反対という理由ではありません。努力を求めたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（石田信昭君） これで反対討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石田信昭君） 起立多数でございます。

よって、議案第3号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

◎同意案第1号

○議長（石田信昭君） 日程第7、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土屋裕彦議員の退席を求めます。

（10番 土屋裕彦議員退席）

○議長（石田信昭君） 提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、本組合議員のうちから選任した鎌ヶ谷市選出の佐藤誠監査委員が6月6日付で辞職したことに伴い、後任者、鎌ヶ谷市選出の土屋裕彦議員を監査委員として選任したため、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

なお、土屋裕彦議員の経歴につきましては、資料のとおりでございます。

また、監査委員の任期につきましては、組合規約第12条の規定により組合議員の任期となっております。

ます。

以上で同意案第1号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田信昭君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

同意案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、これから採決いたします。

お諮りいたします。同意案第1号については、同意とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任については、同意とすることに決定いたしました。

土屋裕彦議員の除斥を解きます。

（10番 土屋裕彦議員着席）

○議長（石田信昭君） ここで監査委員に選任されました土屋裕彦議員より自席にてご挨拶をお願いいたします。

土屋議員。

○10番（土屋裕彦君） 改めまして土屋でございます。ただいまは監査委員に選任をいただきまして、まことにありがとうございました。もとより浅学非才の身ではありますが、全力で監査委員の職務に取り組むことをお誓い申し上げて挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（石田信昭君） 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。慎重なるご審議大変ご苦労さまでした。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 4時00分 閉 会